

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(教育委員会事務局)

| No. | 許認可等に係る事務        | 根拠法令         | 根拠条項    | 審査基準の設定状況                                | 標準処理期間の設定状況 | 所管課           | 申請受付窓口               | 連絡先                              | 備考   |
|-----|------------------|--------------|---------|--|-------------|---------------|----------------------|----------------------------------|--|
| 1   | 奨学資金奨学生の決定       | いわき市奨学資金貸与条例 | 2       |  | 30日         | 教育委員会事務局総務課   | 教育委員会事務局総務課          | 教育委員会事務局総務課総務係<br>0246(22)7540   | 奨学資金申請の受付募集期間の終了日から起算して30日以内に処理(奨学生の決定)することとしている(奨学生選考委員会)(経由期間5日) |
| 2   | 指定学校(小学校・中学校)の変更 | 学校教育法施行令     | 8       |  | 2日          | 教育委員会事務局学校教育課 | 教育委員会事務局学校教育課各支所・出張所 | 教育委員会事務局学校教育課学事係<br>0246(22)1123 |  |
| 3   | 区域外就学等の承認        | 学校教育法施行令     | 9-1、9-2 |  | 7日          | 教育委員会事務局学校教育課 | 教育委員会事務局学校教育課        | 教育委員会事務局学校教育課学事係<br>0246(22)1123 | 他市町村の教育委員会(経由期間6日)   |
| 4   | 公民館の使用に係る許可      | いわき市公民館条例    | 3       | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | 即時          | 教育委員会事務局生涯学習課 | 各公民館                 | 教育委員会事務局生涯学習課庶務係<br>0246(22)7543 | 使用許可の判断は即時行っている  |
| 5   | 公民館の使用料の減免       | いわき市公民館条例    | 7       | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | 即時          | 教育委員会事務局生涯学習課 | 各公民館                 | 教育委員会事務局生涯学習課庶務係<br>0246(22)7543 | 使用料の減免の判断は即時行っている  |
| 6   | 文化センターの使用に係る許可   | いわき市文化センター条例 | 3       | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | 即時          | 教育委員会事務局生涯学習課 | 文化センター               | 教育委員会事務局生涯学習課庶務係<br>0246(22)7543 | 使用許可の判断は即時行っている  |
| 7   | 文化センターの使用料の減免    | いわき市文化センター条例 | 6       | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | 即時          | 教育委員会事務局生涯学習課 | 文化センター               | 教育委員会事務局生涯学習課庶務係<br>0246(22)7543 | 使用料の減免の判断は即時行っている  |

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(教育委員会事務局)

| No. | 許認可等に係る事務            | 根拠法令             | 根拠条項          | 審査基準の設定状況                                | 標準処理期間の設定状況                   | 所管課   | 申請受付窓口            | 連絡先                                      | 備考                                |
|-----|----------------------|------------------|---------------|--|-------------------------------|---|-------------------|--|-----------------------------------|
| 8   | 生涯学習プラザの使用に係る許可      | 生涯学習プラザ条例        | 6             | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | 即時                            | 教育委員会事務局<br>生涯学習課   | 生涯学習プラザ           | 教育委員会事務局<br>生涯学習課<br>庶務係<br>0246(22)7543 | 使用許可の判断は即時行っている                   |
| 9   | 生涯学習プラザの使用料の減免       | 生涯学習プラザ条例        | 9             | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理)               | 教育委員会事務局<br>生涯学習課   | 生涯学習プラザ           | 教育委員会事務局<br>生涯学習課<br>庶務係<br>0246(22)7543 |                                   |
| 10  | 図書個人貸出の許可(利用カード交付申請) | いわき市図書館規則        | 8, 9          | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | 即時                            | 教育委員会事務局<br>生涯学習課   | 各図書館              | 教育委員会事務局<br>生涯学習課<br>庶務係<br>0246(22)7543 | 規則第9条第1項に該当するかの判断により、該当者には即交付している |
| 11  | 生涯学習プラザの指定管理者の指定     | 生涯学習プラザ条例        | 15            |  |                               | 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。 | 教育委員会事務局<br>生涯学習課 | 教育委員会事務局<br>生涯学習課<br>0246(22)7543        |                                   |
| 12  | いわき市指定文化財の指定         | いわき市文化財保護条例      | 4, 20, 26, 33 | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(文化財保護審議会の審議に委ねているため設定不可。) | 教育委員会事務局<br>文化課   | 教育委員会事務局<br>文化課   | 教育委員会事務局<br>文化課<br>文化振興係<br>0246(22)7544 |                                   |
| 13  | 教育文化施設観覧料の減免         | いわき市美術館条例        | 6             | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理)               | 教育委員会事務局<br>文化課   | 美術館               | 美術館<br>0246(25)1111                      |                                   |
| 14  | アンモナイトセンターの指定管理者の指定  | いわき市アンモナイトセンター条例 | 13            |  |                               | 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。 | 教育委員会事務局<br>文化課   | 教育委員会事務局<br>文化課<br>文化振興係<br>0246(22)7544 |                                   |
| 15  | 教育文化施設観覧料の減免         | いわき市アンモナイトセンター条例 | 7             | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理)               | 教育委員会事務局<br>文化課   | 文化課               | 教育委員会事務局<br>文化課<br>文化振興係<br>0246(22)7544 |                                   |

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(教育委員会事務局)

| No. | 許認可等に係る事務        | 根拠法令          | 根拠条項 | 審査基準の設定状況                                | 標準処理期間の設定状況     | 所管課   | 申請受付窓口            | 連絡先  | 備考 |
|-----|------------------|---------------|------|--|-----------------|---|-------------------|--|----|
| 16  | 草野心平記念館の指定管理者の指定 | いわき市草野心平記念館条例 | 13   |  |                 | 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。 | 教育委員会事務局<br>文化課   | 教育委員会事務局<br>文化課<br>文化振興係<br>0246(22)7544   |    |
| 17  | 教育文化施設観覧料の減免     | いわき市草野心平記念館条例 | 7    | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理) | 教育委員会事務局<br>文化課   | 文化課               | 教育委員会事務局<br>文化課<br>文化振興係<br>0246(22)7544   |    |
| 18  | 暮らしの伝承郷の指定管理者の指定 | いわき市暮らしの伝承郷条例 | 17   |  |                 | 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。 | 教育委員会事務局<br>文化課   | 教育委員会事務局<br>文化課<br>文化振興係<br>0246(22)7544   |    |
| 19  | 教育文化施設観覧料の減免     | いわき市暮らしの伝承郷条例 | 9    | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理) | 教育委員会事務局<br>文化課   | 文化課               | 教育委員会事務局<br>文化課<br>文化振興係<br>0246(22)7544   |    |
| 20  | 考古資料館の指定管理者の指定   | いわき市考古資料館条例   | 10   |  |                 | 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。 | 教育委員会事務局<br>文化課   | 教育委員会事務局<br>文化課<br>文化振興係<br>0246(22)7544   |    |
| 21  | 体育施設使用許可         | いわき市体育施設条例    | 5    | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理) | 教育委員会事務局<br>保健体育課   | 指定管理者             | 教育委員会事務局<br>保健体育課<br>体育施設係<br>0246(22)7594 |    |
| 22  | 体育施設使用料の減免       | いわき市体育施設条例    | 8    | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理) | 教育委員会事務局<br>保健体育課   | 指定管理者             | 教育委員会事務局<br>保健体育課<br>体育施設係<br>0246(22)7594 |    |
| 23  | 体育施設の指定管理者の指定    | いわき市体育施設条例    | 14   |  |                 | 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。 | 教育委員会事務局<br>保健体育課 | 教育委員会事務局<br>保健体育課<br>体育施設係<br>0246(22)7594 |    |

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(教育委員会事務局)

| No. | 許認可等に係る事務           | 根拠法令                         | 根拠条項 | 審査基準の設定状況                                | 標準処理期間の設定状況   | 所管課               | 申請受付窓口 | 連絡先  | 備考 |
|-----|---------------------|------------------------------|------|--|---|-------------------|--------|--|----|
| 24  | コミュニティセンター使用許可      | いわき市コミュニティセンター条例             | 5    | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理)   | 教育委員会事務局<br>保健体育課 | 指定管理者  | 教育委員会事務局<br>保健体育課<br>体育施設係<br>0246(22)7594 |    |
| 25  | コミュニティセンター使用料の減免    | いわき市コミュニティセンター条例             | 8    | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理)   | 教育委員会事務局<br>保健体育課 | 指定管理者  | 教育委員会事務局<br>保健体育課<br>体育施設係<br>0246(22)7594 |    |
| 26  | コミュニティセンターの指定管理者の指定 | いわき市コミュニティセンター条例             | 15   |  | 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。 | 教育委員会事務局<br>保健体育課 | 保健体育課  | 教育委員会事務局<br>保健体育課<br>体育施設係<br>0246(22)7594 |    |
| 27  | 学校体育施設使用許可          | いわき市公立学校施設を社会体育等のための開放に関する規則 | 6    | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理)   | 教育委員会事務局<br>保健体育課 | 保健体育課  | 教育委員会事務局<br>保健体育課<br>体育施設係<br>0246(22)7594 |    |
| 28  | 学校運動場照明設備使用料の減免     | いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例         | 4    | 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。 | その他(申請後、速やかに処理)   | 教育委員会事務局<br>保健体育課 | 保健体育課  | 教育委員会事務局<br>保健体育課<br>体育施設係<br>0246(22)7594 |    |